

法人かまた 第428号 平成23年4月1日発行（毎月1回1日発行）平成4年12月11日第三種郵便物認可

法人かまた

THE MONTHLY KAMATA NEWS No.428

2011.

04



宝来橋のたもと/スケッチ 山下雄平

<http://www.houjinkai-kamata.jp/>

CONTENTS

- 散歩道／税理士法人大橋会計事務所・松目多弘…1
- 確定申告を終えて……………2
- 法人会コーナー……………3
 - ◆ 青年部会・女性部会合同新春研修会並びに賀詞交歓会
 - ◆ 租税教室・青年部会
 - ◆ ブロックバス研修会
- 税務ニュース……………5
- 税制改正大綱……………6～7
- 新入会員紹介……………8
- 経営時評／疋田文明……………9
- Take Five／宮下裕行……………10
- 私のすすめる店／読者のひろば ……11
- デスクサイド／都税だより……………12

4月の予定	行事関係	4月7日(木) 14:00～ ● パソコン講習会①	法人会館4F	会議関係	4月6日(水) 15:30～ ■ 事業研修委員会	法人会館6F
	4月8日(金) 14:00～ ● パソコン講習会②	法人会館4F	4月8日(金) 16:00～ ■ 女性部会役員会		法人会館6F	
	4月13日(水) 13:30～ ● 簿記講習会①	法人会館4F	4月15日(金) 13:10～ ■ 財務委員会		法人会館6F	
	4月14日(木) 13:30～ ● 決算法人説明会	消費者生活センター	4月19日(火) 13:10～ ■ 総務委員会		法人会館6F	
	4月15日(金) 14:00～ ● 印紙税説明会	法人会館4F	4月20日(水) 16:30～ ■ 青年部会役員会		法人会館6F	
	4月19日(火) 13:30～ ● 簿記講習会②	法人会館4F	4月22日(金) 16:00～ ■ 広報委員会		法人会館6F	
	4月22日(金) 13:30～ ● 簿記講習会③	法人会館4F	4月26日(火) 13:30～ ■ 常任理事会		プラザ・アペア	
	4月25日(月) 14:00～ ● 電子申告納税講習会	法人会館4F	4月26日(火) 14:30～ ■ 理事会		プラザ・アペア	
	4月27日(水) 13:30～ ● 簿記講習会④	法人会館4F				



表紙スケッチについて

呑川に架かる宝来橋のたもと、西糞谷側の川沿いの景色です。

桜の木の左側には保育園があります。

今年(平成23年)は東京でも寒い日が続きますが、昨年の4月も、真冬のような日があり、お花見気分が盛り上がりませんでした。

桜が散り始め、風が吹くとハラハラと花弁が舞い落ち、狭い道の両隅に、散った花びらが、吹き溜まっていました。

この道の先に京急蒲田駅があります。

散歩道

税理士法人大橋会計事務所

税理士 松日多弘氏

金が必要で、独立出来ない時代になり、現在では現状維持が精一杯です」。

松目さんは1から0までしかない数字の世界に没入してきた。この中に無限の物語があり、それが面白く、苦勞らしい苦勞をしてこなかったと謙遜する。今日までの道程を思えば人一倍顧客のために気を配り、そして事務所の繁栄に黙々と努力してきたか窺い知れる。

今では、この仕事は面白いし、好きになってきたという。

信頼関係

「しかし、私共税理士業界も厳しい環境の下に置かれております。その一つが独立開業する顧問先が少ないこと。もう一つは顧問先の高齢化等による廃業などです」。

謙虚で穏やか、温厚で、大陸的、親しみやすい笑顔の中に、時折キリッとした厳しさを覗かせる。

「究極的にはお客様との信頼関係を増すしかありません」。

松目さんの座右の銘は「表裏なく、正直一筋」。何よりも曲がったことが嫌いだ。数字の世界では1+1は3にならない。何事においても正しく、誠意を持って接し、目先の私欲を捨てて大道につくことが税理士としての道と、自ら実行してきた。

趣味を伺うと、「釣りとゴルフです。釣りは海釣りです、税理士会に釣友会があり年四回、東京湾、相模湾等で、鱈・鯖を中心に楽しみます。ゴルフも税理士会で年六回開催します。腕前は100前後です。飲む方はビール一本か、酒二杯程度です」。

一日一万歩目標

松目さんは体重調整に一日一万歩を目標にウォーキングをしている。

「自宅は相鉄線の三ツ境です。駅からバスを使わずに一日合計八千歩位です。不足分は休日を利用して補います。血圧が少々高めなので血圧降下剤を服用しております。食べ過ぎないことに最大の努力を払っております」。

尊敬する人物に福沢諭吉を挙げる。最近読まれた本、感動した本を伺うと、浅田次郎の「蒼穹の昴」を挙げられた。「清代の中国を舞台とした歴史小説で、日本で言えば明治二十年代で、敵味方に分かれた二人の兄弟が清朝の中で懸命に生き抜いていく様子を描いた長編小説で、NHKテレビでも放映されましたが感動しました」。

税理士として四十年の実務経験を持つ松目さんは現在、蒲田法人会税理士支部長として会の発展に情熱を傾けておられる。

奥様と二人のお子様（男児）の四大家族。

税理士資格取得

蒲田五丁目にあるビルの三階全フロアーが税理士法人大橋会計事務所。松目さんは大学三年の時アルバイトで大橋会計事務所勤務。「私は商業高校出身で簿記・算盤が出来たので、これといった苦勞はなく誘われて入社しました」。松目さんは昭和十八年一月一日のお生まれ。今年六十八歳。年齢よりずっと若く見える。「昭和四十八年に税理士資格取得

得、翌年登録しました。何しろ仕事の合間なので、年一科目取得が目標でした」。

税理士事務所開設

平成二十一年大橋税理士と共同で「税理士法人大橋会計事務所」を設立。税理事務所は税理士法に基づき、税務に関する申告・申請・請求などの代行・相談・書類作成を行うところ。

税理士といえば、官僚的で、役所の出先機関的なイメージを持つが、松目さんは大柄な体躯で物腰が柔らかく謹厳実直。「どんな企業でも申告納税という社会的必然性を逃れることは出来ません。要は、自社で申告するか、税理士事務所に代行して貰うかです」。

顧問先の高齢化

税理士事務所の仕事も以前は町工場の職人さんが独立するなどとして、年七〜八社顧問先が増えたものですが、最近では景気の沈滞から、独立するにも機械等設備投資に莫大な資



平成22年分

確定申告を終えて



蒲田税務署長

清宮 義 男

春暖の候、社団法人蒲田法人会の会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

渡邊会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政に對しまして深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成二十二年分の所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告につきましては、お蔭様をもちまして大きな混乱もなく、無事に終了することができました。

これもひとえに納税者の皆様方のご理解と社団法人蒲田法人

会の皆様方をはじめとします蒲田税務六団体の皆様方によります確定申告ポスターの掲出、会報等によります国税庁ホームページを利用した自書申告の一層の推進、申告書の早期提出、期限内納付、e・Taxによります申告・納税の利用促進などのご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

私どもは、申告納税制度を支えるために、「適正・公平な税務行政の推進」に努めるとともに、「納税者サービスの充実」に向けまして、納税者の皆様方の期待と信頼に応えられますよう最善の努力をしております。

法人会の皆様方には、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

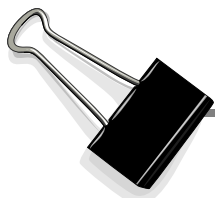
最後になりましたが、社団法人蒲田法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。

～ 振替納税をご利用されている皆様へ～

平成22年分の所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税の振替納付日は以下のとおりです。

平成22年分の所得税	平成22年分の消費税及び地方消費税
平成23年4月22日(金)	平成23年4月27日(水)

- 〈ご注意〉
- ①振替納付日の前日までに、あらかじめご指定口座の預貯金残高をご確認ください。
 - ②振替納付日に引き落としが出来ませんと、法定納期限の翌日(平成22年分の所得税は平成23年3月16日(水)、平成22年分の消費税及び地方消費税は平成23年4月1日(金))から延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。



青年部会 女性部会 合同新春研修会並びに賀詞交歓会開催



元TBSアナウンサー 石川 顕 氏

二月九日(水)プラザ・アペアにおいて青年部会女性部会合同新春研修会並びに賀詞交歓会が開催されました。

第一部は、女性部会村岡部会長より挨拶。続いて渡邊会長から「今年度は卯年、景気が回復するよう皆でうさぎに習って飛躍しましょう。また、蒲田法人会にとりまして公益法人の取得という大きな課題がありますが、青年部会の租税教室、女性部会の文化・教養を高める講座など、両部会の活躍は目覚ましく、地域への社会貢献活動もますます充実しています。本部も、会員並びに社会のための法人会活動を目指して運営して参りたい」と挨拶されました。

新春研修会は、元TBSアナウンサーで数々のスポーツ放送の名実況で有名な石川顕氏をお迎えしました。講演冒頭に青年部会の三十六歳の

藤田幹事と七十歳の石川氏が腕立て伏せを競い、壮年(?)石川氏が見事に勝利するというパフォーマンス。豊富な交友録の中から身につけられた健康法、笑うということでのいいことがある、笑顔が大切、笑顔でいる

租税教室 青年部会

将来の日本が健全になりますよう

青年部会ではこれまで租税教室に同行させていただき、署や税理士会のお手伝いをして参りましたが、今後はより多くの小学校で開催できるよう部会単独での授業が今年から始まりました。

二月十五日、志茂田小学校では六年生一、二組の三、四時間目に行いました。

授業は自己紹介後「マリンとヤマトの不思議な日曜日」という税金がなかったらどうなるの?というアニメ視聴から始まりました。その後、税金の種類や納めた消費税の流れ、使い道を決めるのは誰か等を説明していききました。

そして使い道を考える上で大切なことは「思いやり」。税金は国民生活を支える会費であること、税金を納める義務と、それによっ



のには健康である事などなど。そして、人生で一番大切なのは「心」であると結ばれ、エピソードなども交えた、楽しい元気の出る講演でした。第二部は、青年部会小田川部会長の挨拶、深尾副会長の乾杯によりスタート。青年部会の企画による風船ゲームも行われ、老若男女が心地よい汗をかき、楽しい一時を過ごしました。〈女性部会監査 千阪愛 記〉

というユニークな体験もあり盛り上がりました。まとめとして国税庁HPを紹介、税のミニマンガ本、ボールペン等を配って終わりました。二十二日には、おなづか小学校において合同授業形式で三時間目の一、二組一緒に十五日と同じ内容を行い、四時間目は「おなづか共和国に国会議事堂を造ろう!」という問題を班ごとに議論発表するという授業です。問題は三問で「議事堂を造るのに収入が同じ場合の税額は?」「収入に差がある場合は?」そして「生活に必要な最低限の収入しかない班がある場合は?」。積極的な議論があり一、二問はすぐに正解が導き出されました。三問目は正解がなく、いろいろ考えてもらうことが目的でしたが、発表した子の考えや計算に私どもは感心してしまいました。青年部会では、子供たちに租税教室を通じて税に関心を持ってもらい、将来の日本をより健全な国にしたいと思っています。そしてより多くの学校で開催でき、より良い授業ができるよう努力を続けたいと思っております。最後にご指導ご協力いただいた署や税理士会の方々へ御礼申し上げます。〈青年部会長 小田川幸生 記〉



バス研修会

矢口1・2・3支部合同

早春の房総路勝浦の朝市&千倉の花摘み

ちよつと寒い曇天の中、一路千葉勝浦へ向けて出発しました。今までは支部毎に行っていたバス研修会ですが、今回は3支部合同のブロックでの開催となりました。初めてのブロックでのバス研修会でしたが、出発してしばらくすると、もう皆さん和気合々。和やかな雰囲気の中で、勝浦に到着しました。

勝浦と言えば「朝市」！でも、着いてみると何かちよつと感じが違う…。

なんでも、昨日から「かつうらビックひな祭り」が開催されているとの事。話には聞いていた「遠見岬（とみさき）神社」の石段に飾られた六十段、なんと一千二百体ものお雛様を見る事が出来ました。各露店の店先にもお雛様が飾られていて、いつもと違う「朝市」の雰囲気、雅の世界を堪能しました。

昼食は「鴨川グランドホテル」。ゆつくり食べて飲んで、オーシャンビューの露天風呂にも浸かり、ブロックの親睦を深める事が出来ました。最後は、千倉での花摘み。各自、思い思いの花を摘んで、一足早い春を味わいました。

今回のバス研修会の意義は、なんとなく言っても初めてブロックで開催できた事です。なかなか顔を合わせる事が少ない会員同士が、一同に会って親睦を深める事が出来た事は、今後の活動のためにも、とても意味のあるバス研修会となりました。

〈矢口3支部長 福本甲市 記〉



【日時】2月20日（日） 【参加者】32名

西蒲田1・西蒲田5丁目・6丁目 8丁目・西口商店街支部合同

オーシャンバイキングと

YOKOSUKA軍港めぐり

西蒲田5支部合同のバス研修会を二月二十日（日）開催しました。

蒲田西口（日本工学院校庭）を午前八時半に出発。途中二回の休憩を取りながら、観音崎京急ホテルへ向かいました。

午前十一時半にレストラン浜木綿に到着。バイキングの昼食は、浦賀水道を行き交う船や、房総半島を眺めながらの極上の食事となりました。

昼食後は、横須賀軍港でのクルージング。アメリカ海軍や海上自衛隊の艦船が間近に見られる日本唯一の港です。日米艦船が普段より多く入港していたとのことで、見応えのある光景、なかでも圧巻はイージス艦「ジョージワシントン」の他を圧倒する大きさでした。

夕方四時頃からは二時間ほど今話題の羽田空港国際線ターミナルの見学を行い、曇り空の寒い一日、夕方より雨の予報が出ていましたが、どうにか雨にあわずに楽しい一時を過ごしました。

〈西蒲田1支部 副支部長 柳通勝磨 記〉



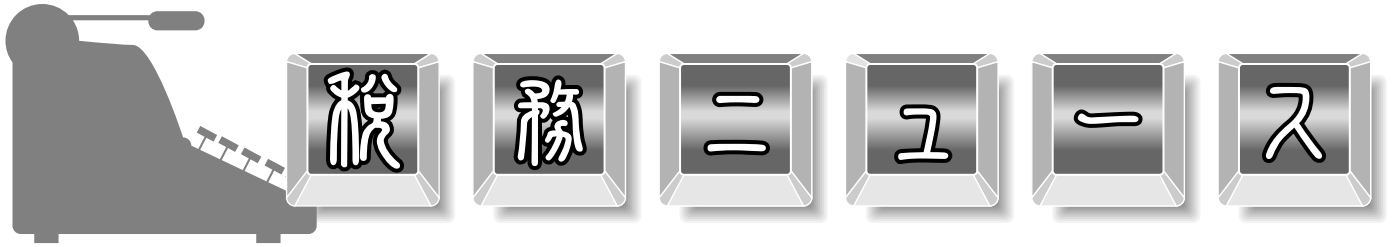
【日時】2月20日（日） 【参加者】27名

中央1・2・京浜支部合同夕食会

【日 時】2月22日（火）
【会 場】ビストロ備前（神田駿河台）
【参加者】25名

東花谷1・2・3・4支部合同新年会

【日 時】2月1日（火）
【会 場】満留賀
【参加者】20名



平成23年3月14日
国 税 庁

交通手段や通信手段の遮断又はライフラインの遮断などによる申告・納付等の期限延長について (東北地方太平洋沖地震関係)

今般発生した東北地方太平洋沖地震の被害状況に鑑み、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県以外の地域に納税地を有する納税者につきましても、今般の地震の影響により、以下のような事情が発生し、申告・納付等ができない方につきましては、申告・納付等の期限延長が認められますので、状況が落ち着いた後、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に必要事項を記載し、税務署に提出してください。申告等と併せてこの申請書を提出していただくこともできます。ご不明な点は、所轄税務署にご相談ください。

- 1 今般発生した地震により納税者が家屋等に損害を受ける等の直接的な被災を受けたことにより申告等を行うことが困難
- 2 行方不明者の捜索活動、傷病者の救助活動などの緊急性を有する活動への対応が必要なことから申告等を行うことが困難
- 3 交通手段・通信手段の遮断や停電（計画停電を含む）などのライフラインの遮断により納税者又は関与税理士が申告等を行うことが困難
- 4 地震の影響による、①納税者から預かった帳簿書類の滅失又は②申告書作成に必要なデータの破損等の理由で、税理士が関与先納税者の申告等を行うことが困難
- 5 税務署における業務制限（計画停電を含む）により相談等を受けられないことから申告等を行うことが困難

なお、上記の事情に該当しない場合であっても、今般発生した地震の影響により申告・納付等ができない方につきましては、所轄税務署にご相談ください。

平成 23 年度 国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正・公平な課税を実現し、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受 験 資 格
- 1 昭和 57 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日生まれの者
 - 2 平成 2 年 4 月 2 日以降生まれの者で次に掲げるもの
イ 大学を卒業した者及び平成 24 年 3 月までに卒業する見込みの者
ロ 人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申込書交付期間 平成 23 年 2 月 1 日（火）～ 4 月 14 日（木）
- ◇ 申込書受付期間 平成 23 年 4 月 1 日（金）～ 4 月 14 日（木）
郵送の場合は、4 月 14 日（木）までの通信日付印有効
- ◇ 試 験 日 第 1 次試験 平成 23 年 6 月 12 日（日）
第 2 次試験 平成 23 年 7 月 19 日（火）～ 7 月 26 日（火）のうち指定された日

※ 詳細については、お気軽に蒲田税務署 総務課（TEL 03-3732-5151（音声案内に従って 2 番を選択してください））までお尋ねください。

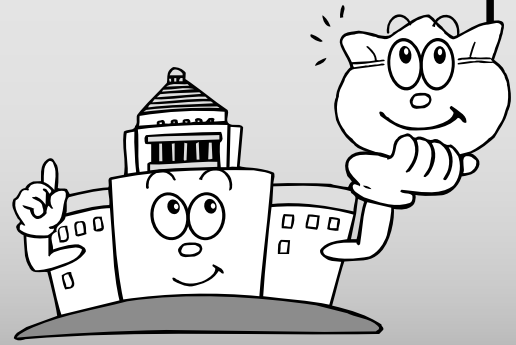
平成23年度

税制改正大綱

法人実効税率5%引き下げへ

政府は昨年十二月十六日、平成二十三年度税制改正大綱を閣議決定しました。

今回の改正では、法人会が強く引き下げを求めていた法人税の実効税率が5%引き下げられるとともに、中小企業の軽減税率が18%から15%に引き下げられることとなりました。主な改正内容をお知らせします。



法人所得課税

法人実効税率の引き下げ

・国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げ。これに伴い、法人税率を20%から15・5%へ4・5%引き下げ

・中小法人に対する軽減税率を18%から15%へ3%引き下げ

※平成二十三年四月一日以後の開始事業年度から適用。中小法人の軽減税率については平成二十三年四月一日から同二十六年三月三十一日までに開始する事業年度に適用。

減価償却制度の見直し

・減価償却資産の定率法の償却率を定額法の償却率（1/耐用年数）を二倍した数（改正前1・五倍した数）へ引き下げ

※平成二十三年四月一日以後取得分から適用。

欠損金の繰越控除制度の一部制限等

・欠損金の繰越限度額を所得金額の80%に制限

・中小法人等は制限の対象外

・欠損金の繰越期間を九年（改正前七年）に延長

※平成二十三年四月一日以後開始事業年度から適用。

貸倒引当金の適用業種の縮小

・貸倒引当金の適用法人を銀行、保険会社、その他これらに類する法人および中小法人等に限定

※適用外法人は、現行法による損金算入限度額に対して、平成二十三年度三／四、平成二十四年度二／四、平成二十五年一／四の引当てを認める経過措置が講じられる。

一般寄附金の損金算入限度額の引き下げ

・資本金等の二・五／一〇〇〇相当額と所得金額の二・五／一〇〇相当額との合計額の1／4（改正前一／2）に、資本等を有しない法

人の場合には所得金額の1・二五／一〇〇（改正前1・五／一〇〇）にそれぞれ引き下げ

※この改正に伴い特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額について、一般寄附金の縮減額と同額の拡充が行われる。

雇用促進のための税制上の優遇措置の創設

・従業員を新規雇用した企業に対し、一人当たり20万円を法人税額から控除（ただし、法人税額の10%（中小企業等は20%）を限度（条件））

①年間に雇用者を10%以上かつ五人以上（中小企業等は二人以上）増加

②会社都合による整理解雇をしていない

③年間の給与総額が増えている

※平成二十三年四月一日から同二十六年三月三十一日の間に開始する事業年度において、当該事業年度末と前事業年度末の数値を比較して適用。

個人所得課税

給与所得控除の見直し

・給与所得控除額に上限を設定……年収1500万円超は245万円
・法人役員等……年収2000万円

超四〇〇万円以下の場合、控除額を二四五万円から徐々に縮減年収四〇〇万円超は一律一二五万円

※平成二四年分以後の所得税（平成二五年分以後の個人住民税）から適用。

特定支出控除の見直し

・特定支出控除の範囲を拡大し、弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費、図書費、衣服費、交際費等の勤務必要経費（六五万円限度）を追加

・その他適用判定・計算方法の見直し

役員等の退職所得課税の見直し

・勤続年数五年以下の役員等の退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の一／二とする措置を廃止

※平成二四年分以後の所得税に適用。個人住民税は二四年一月一日以後に支払われるべきものに適用。

成年扶養控除の見直し

・障害者、要介護認定者、六五歳以上の高齢者、学生等については引き続き控除の対象

・給与収入五六八万円（所得四〇〇万円）から段階的に控除を縮減

・給与収入六八九万円（所得五〇〇万円）以上については廃止

◇現行は二三歳から六九歳まで一律に控除適用

※平成二四年分以後の所得税（平成二五年分以後の個人住民税）から適用。

寄附金税制

・認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）や一定の条件を満たした公益社団法人等、学校法人、社会福祉法人等へ寄附した場合、支出した寄附金のうち二〇〇〇円超部分の四〇％（所得税額の二五％を限度）を所得税から控除（個人住民税についても一〇％を控除）

※平成二三年一月以後の寄附分から適用。

資産課税

相続税

基礎控除の引き下げ

・基礎控除を三〇〇〇万円＋六〇〇万円×法定相続人数（改正前五〇〇万円＋一〇〇〇万円×法定相続人数）へ引き下げ

※平成二三年四月一日以後の相続又は遺贈から適用。

税率構造の見直し

・最高税率を五五％（改正前五〇％）

に引き上げるとともに、税率区分を八段階（改正前六段階）に細分化

※平成二三年四月一日以後の相続又は遺贈から適用。

未成年者控除および障害者控除の引き上げ

・未成年者控除を二〇歳までの一年につき二〇万円（改正前六万円）に引き上げ

・障害者控除を八五歳までの一年につき一〇万円（改正前六万円）に引き上げ

なお、特別障害者については二〇万円（改正前十二万円）に引き上げ

※平成二三年四月一日以後の相続又は遺贈から適用。

贈与税

税率構造の見直し

・直系卑属（二〇歳以上）を受贈者とする場合の贈与税の税率構造を緩和。最高税率を五五％（改正前五〇％）に引き上げ

※平成二三年一月一日以後の贈与から適用。

相続時精算課税制度の見直し

・受贈者の範囲に二〇歳以上の孫（改正前法定相続人のみ）を追加

・贈与者の年齢要件を六〇歳以上（改正前六五歳以上）に引き上げ

正前六五歳以上）に引き下げ

※平成二三年一月一日以後の贈与から適用。

環境関連税制

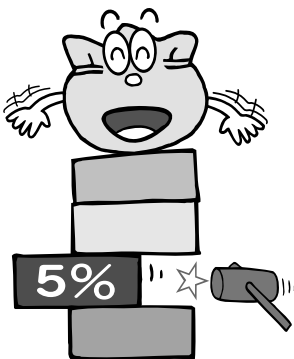
地球温暖化対策のための課税の特例

現行の石油石炭税に、CO₂排出量に応じた税率を上乘せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設定

上乘せ税率は次のとおり

- ・原油および石油製品……一キロリットルあたり七六〇円
- ・ガス状炭化水素……一トンあたり七八〇円
- ・石炭……一トンあたり六七〇円

※平成二三年十月一日から実施。所要の経過措置が講じられる。



☆記事内容についての問い合わせは…
四方(よも)税理士事務所
TEL 〇三五一八〇二一三〇五〇

新入会員の皆さまです

平成22年5月～平成23年1月
(その2)

(支部順)

支部名	会社名	住所	業種
御園7丁目	ミツヤ商事(株)	西蒲田7-43-9	不動産業
西蒲田8丁目	(株)駅ビルつるや	西蒲田8-21-11	呉服販売
西口商店街	(医)社団波松会	西蒲田7-61-1-2F	歯科
東六郷1丁目	(有)宮武土建	萩中3-28-3	建築業
東六郷1丁目	(株)セグチ	東六郷1-12-3	製本業
東六郷2丁目	(株)グローバルネットワーク大田営業所	南六郷1-32-13	医療・福祉
東六郷3丁目	阿部自動車工業(株)	東糀谷5-7-13	自動車修理業
東六郷3丁目	(有)ユニオンズマシン	南六郷1-25-17	製造業
東六郷3丁目	ナオキ精工	北糀谷1-15-16	機械加工
西六郷高畑	(株)ケー・スタッフサービス	西六郷4-14-8	物流倉庫マネジメント業務
西六郷高畑	(有)成貴製作所	西六郷3-19-12	製造業
南六郷1丁目	(資)岸製作所	南六郷1-1-2	機械加工業
南六郷1丁目	(株)ジェイ・シーダ	南六郷1-25-2	人材派遣・職業紹介
仲六郷4丁目	(株)アイ・アイ・シー	仲六郷4-32-5	保険代理業
仲六郷4丁目	亀万自動車(株)	仲六郷4-33-10	自動車整備業
仲六郷4丁目	(株)キサク	仲六郷4-18-6	不動産管理
東糀谷2	(資)だいき	東糀谷2-14-12	コンビニエンスストア
東糀谷3	(有)泉榮	東糀谷4-4-10-101	内装業
東糀谷4	(株)結工藝	東糀谷6-6-10	椅子の製造
西糀谷1	(有)木村銘木店	西糀谷1-21-18	建材販売
西糀谷4	(株)丸十	本羽田3-1-14	リフォーム
北糀谷	魚栄	北糀谷1-12-12	魚屋
下丸子2	(有)坂内商店	下丸子2-13-4	コンビニエンスストア
下丸子2	(有)シナリースウィート	矢口1-29-4	化粧品販売
矢口1	(株)レジオンエステート	矢口2-5-15	不動産業
矢口1	(有)佐野建具	矢口1-7-9	建具工事
矢口1	共立信用組合武蔵新田支店	矢口1-16-16	金融機関
矢口2	(株)エース	矢口2-17-11	建具工事
矢口2	(株)エイクー断熱	矢口2-17-9-301	熱絶縁工事
矢口3	(株)トーカイ	矢口3-33-10	外車部品販売
矢口3	(株)鈴美商事	矢口3-8-12	石油販売
矢口3	(有)ル・アーム企画	矢口3-3-3	総合インテリア
矢口4-1	(株)東日本銀行矢口支店	多摩川1-7-6	銀行
矢口4-2	(株)研水社	多摩川1-12-15	建設
萩中1・2丁目	(株)竹本商店	萩中2-3-5	非鉄金属業
本羽田1丁目	(株)カワズ住販	本羽田1-1-2	識別工事業
本羽田2丁目	(株)スター精工工業社	本羽田2-12-1	製造業
本羽田2丁目	(株)久保工業	本羽田2-7-1-103	機械製造業
羽田1	(同)ミナミブラシ	羽田3-3-15	WEB、デザイン制作
羽田2	(株)シム・エレクトロニクス	羽田6-19-8	放熱板の加工及び製造販売
羽田2	(株)シュガーレディ本社	羽田4-3-1	冷凍食品宅配業
税理士	小岩会計事務所	本羽田1-19-11	税理士
税理士	税理士法人無十	蒲田4-42-1	税理士
管外	深尾興産(株)	港区麻布十番1-4-5	不動産管理
管外	岩市(資)	中央1-10-20	不動産管理
管外	(株)エンブラ	猿島郡堺町伏木2613-11	製造業
管外	ホシノプランニング	泉区新橋町1296-6-3-208	施工業
管外	オイターヴァコール	港北区小机町927-103	施工業
管外	Balloon Messenger	宮前区平5-6-8	自営業
管外	(有)アイビメンテナンス	品川区東品川1-8-29	清掃業
管外	アーティ・クラブティ	西多摩郡瑞穂町二本木837-8	施工業
管外	バルーナアーツパルーン	若葉区御成台2-15-7	施工業
管外	Roufle	高津区北見方2-14-20-102	施工業
管外	(株)国富ガスセンター	東諸県郡国富町田尻1765-6	高圧ガス販売
管外	明治安田生命保険(相)品川支社	千鳥3-13-11	保険業

※ 個人情報保護法に基づいて、代表者名の掲載を取りやめています。

日本企業の多くは、人材育成以前の問題を抱えている

社員が成長すれば会社も成長する。それだけに、経営者は、人材育成の重要性を口にする。しかし、いま企業の多くは、人材育成以前の問題を抱えているように思えてならない。それは、社員のモチベーションの低さだ。

数年近く前のことになるが、雑誌「プレジデント」に、日本のほか、アメリカ、ヨーロッパ、アジアの十六カ国のサラリーマンを対象に実施した、興味深いアンケート調査の結果が報告されていた。

「あなたは非常に意欲的に仕事をしていますか」の問いに、「ハイ」と答えた日本のサラリーマンは二割に過ぎず、十六カ国中ダントツの少なさだった。

日本人はシャイだから、自分

から「意欲的」と答えないのではないかとの見方もあるだろうが、そうともいえない。第三者の機関が匿名で実施したアンケートだけに、気を使う必要もないのだ。それだけに、このパーセンテージの低さは気にかかる。

やる気を阻害する上司の存在

日本のサラリーマンの意欲が削がれていることを指摘する経営者もいる。事業再生で名をなしたある経営者に、筆者は次のような質問をしたことがある。

「日本のサラリーマンは、持っている能力が十あるとすれば、会社のためにどれぐらい發揮していると思われませんか。五割ぐらいは出していますかね」

その経営者の答えは、「正田さんは甘い。二割から三割でしょう。よくて四割ですよ」というものだった。

なぜ、日本のサラリーマンは、これほどまでに意欲が低いのか。

彼は、会社の制度、本人に問題があるケースもあるが、圧倒的に多いのは、「やる気を阻害する上司の存在」だと指摘している。先のアンケートでも同じ

ような結果が出ていた。管理職のマネジメントの質を問われた質問に、日本のサラリーマンの四十％は、「低い、またはとても低い」と答えているのだ。

若い頃には、意欲的だったサラリーマンが、上司の対応の悪さによって、モチベーションを下げているというのだ。しかし、これはなにも日本だけの現象ではないようだ。

経営学の泰斗ドラッカーは、エグゼクティブ対象のセミナーで、参加者に、「無用の長物と思える部下はいますか」と、問いかけたところ、大半が手を上げた。ドラッカーが、「彼らは入社したときから無用の長物だったのでですか」と、続けると誰も手をあげなかったという。

この逸話からも伺えるように、入社当初は、やる気があった社員が、会社で時間を過ごすうちに、活力を失っていくのである。

言行は君子の枢機なり

ノーベル経済学賞を受賞したベッカー教授（シカゴ大学）は、「やる気を阻害することは大いなるムダ」と指摘しているが、

「その大いなるムダ」を、企業は知らず知らずの間に抱え込んでいるのが、現実の姿なのだ。

この問題を抱えたまま、いくら人材育成に取り組んでも、成果は上がらない。では、やる気を阻害する要因に何があるのか。

一番は、上司の普段の言動だ。何気ない一言、態度が、部下のやる気を削いでいくのだ。中国の古典『易経』に、「言行は君子の枢機なり」（言葉と行いはリーダーにとって一番大事なこと）とあるが、まさにその通りなのだ。

存在を無視される、人格を否定される、組織の問題を個人に転嫁される……こういうことが度重なってくることで、部下のやる気は失せていくと、考えて間違いない。

では、リーダーのどのような「言行」が、部下のやる気を引き出すのか。優良経営者として評価の高いアイアコッカ（最盛期のフォードを率いる）は、「唯一の方法は話しかけること」といい、二十世紀最高の経営者ともいわれる「ウェルチ」（元GE社長）は、「小さな成功を祝福すること」だという。部下を持つ方は、この二人の考えを大いに参考にしたいと思う。



経営ジャーナリスト

疋田 文明



宮下 裕行

(みやしたひろゆき)

【著者略歴】愛知県名古屋出身。中央大学法学部卒業後、東京国税局調査部、国税広報室広報係長、資料調査課主査、同国際調査専門官、同総括主査、保土ヶ谷税務署副署長、特別国税調査官等を経て、現在、税理士。東京地方税理士会税法研究所研究員(法人税担当)
【主要著作】「新時代の法人税調査の着眼点」、「最新法人税調査の傾向と対策」、「その時どうする実務家のための法人税」(いずれも(財)大蔵財務協会)「国税速報」、「週刊税のしるべ」(いずれも(財)大蔵財務協会)、「月刊税理」、「旬刊速報税理」(いずれもぎょうせい)等にも執筆



(その2)

力に推進させた原動力とは、いったい何だったのでしょうか。

一所懸命

鎌倉武士といえば、その武士像がイメージされる代表的なものの一つに、「御恩と奉公」があります。

鎌倉の武家政権は、軍政の大権である警察権や徴税権等を手の中にする一方で、実効支配権の範囲を飛躍的に拡大させます。では、そうした範囲の拡大を強

とされています。鎌倉武士にとって、「御恩と奉公」は生きていく心の支えであり信条でもあり、正に生活の規範となっていたもの、といえるでしょうか。でも、その「御恩と奉公」は、どこからそういった考えが生まれてきたのでしょうか。これについては、一般に「一所懸命」の思想がその基になっている、といわれています。「一所懸命」とは、本来、自分の土地は命をかけて守り、もし、その土地を奪おうとする者

がいれば、これと命がけで争う、という意味だとされています。この言葉の背景には「土地」が意識されている、といえます。その「一所懸命」の思想が「御恩と奉公」の基になっているということは……。

そうです。この「御恩」は、自分の保有する土地とそこを耕す農民は、誰が何といおうと自分のもの、という当時の武士の長年の念願を、鎌倉の政権は公に認めてくれた、そして、その土地に対する徴税権も認めてくれた、その何物にも代えがたいありがたい保証、それに対する感謝の念なのです。

で、これに裏打ちされた「奉公」とは、鎌倉に、一朝ことあるときは、押っ取り刀でかけつける絶対的行為、といえる性格のものなのです。

この「御恩と奉公」の支える政権は、これまでに類をみない強力なものであることは想像に難くありません。

その

ところで、当時の武士が、自分の保有する土地とそこを耕す農民への支配権を、切実に願っていた、そのことを示すもう一つの歴史的事実を挙げてみるこ

とにします。

それは、自分の保有する土地の名を名字にして名乗ったという事実です。もちろん、自分がどこの誰だかを分かってもらう、その手段として名乗ったという点もあるでしょう。

それだけでなく、私はそのことにより、この土地は自分が所有しているものであり、この土地に対する徴税権者は自分だ、それをアピールしたい、そんな思いがその事実にも込められているような気がするのです。

新田義貞も、本姓は源氏です。しかし、源義家(八幡太郎義家)の四男である源義国の長男の源義重が、新田荘を開墾しそこを所領として、藤原忠雅に寄進し荘官に任命されたことから、新田荘の荘名を名字にしたのが始まりで、彼もそれを名乗ったといわれます。

土地に対する思い入れの強さを感じます。当時の武士に、土地至上主義ともいえる価値観に走らせたものは、いったい何だったのでしょうか。土地所有権者としての価値を、どこに求めていたのでしょうか。

もし、土地に対する徴税権だとしたら……。次号では、そんなことも少し考えてみたいと思います。

私のすすめる店

きそば 毎 田

■ 場 所：大田区羽田1-6-6
■ 電 話：03-3741-0394
■ 営業時間：11:00~15:00 17:00~20:30
■ 定休日：日曜日

創業九十余年。
暖簾をくぐると店内は広々としていて落ち着いた雰囲気。大変きれいな印象で衛生面にも気を使われていることが伺え、安心感があります。

お蕎麦は、香り豊かでこしのしつかりとした昔ながらの二八蕎麦。長年に亘って愛され続けるその美味しさは言うまでもありません。

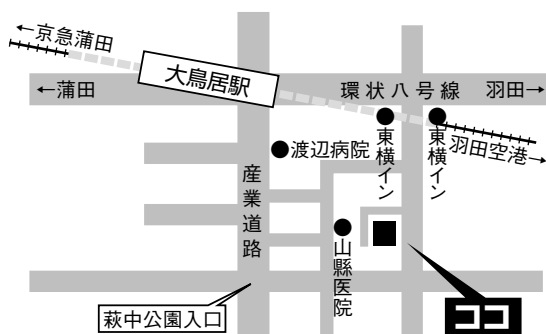
店内の雰囲気やその美味しさはもちろんのこと、私が一番好きな理由は、老舗でありながら、変に格式ばったところがない、お店全体の「親しみやすさ」です。

お店の方が、「子供の頃から来てくれるお客さんが、大人になって、その方の子供さんと一緒に来てくれるのが嬉しいんですよ」と本当に嬉しそうに話してくれました。

一回行くと、また来たいなと思う、そんな「親しみ」のある店です。

皆さんも、ぜひ、お立ち寄りください。

〈藤田亮則 記〉



読者のひろばへ俳句

春の山

西蒲田1支部

阪田昭風

湖に一の鳥居や春の山

春の海見とり真昼の子の家に

南庭の左近の桜咲きにけり

春昼やことりと動く木偶の首

夕星の空よりさくら吹雪かな

Desk Side

デスクサイド

昨年暮れ、必要に迫られ量販店で安価なデジカメを購入した。

小生、当年七十二歳を迎える。十五歳の頃、戦地に行った叔父の形見の「ゲルト」とか言うカメラを手にして興味を持ち、父のほりだらけの引き伸ばし機などを整備して、子供ながらに楽しんで来た。

年を重ねるにつれ、他にも興味が増え、四十歳にして心境の変化から一台のコンパクトカメラを残して、当時の名機数台と付属品を兄弟に贈った。

そのコンパクトカメラが壊れてから以後、軽量で惜しげの無い使い捨てカメラを愛用し続けた。デジタルカメラが登場して買う決心をするが、後から後から、新製品が出てきて決心が付かぬまま今日まで。

我が身の回りにもパソコン時代が押し寄せ、仕事や遊びでも電送写真を要求される時代とな



やはり追いつけない

って、やむなく手にしたデジカメの性能に驚かされた。構図の選択はもろろん、露出やシャッタースピードも自動。そして二枚の画の好みの方を選べ、結果もすぐに見られ、言うことなしである。

犬に急かされての毎夕の多摩川堤の散歩も、距離が短縮気味であったが、落ちる夕日やその時の雲、そして時折姿を現す富士に惹かれて距離が伸びてしまう。私にとっては犬と共に健康グッツが一つ増えた気がする。

カメラから見た多摩川にも題材が沢山あることにも気が付き、楽しみも一つ増えた。我がコンパクトデジカメは五倍のズームであるが最近十数倍ズームが出ています。やはり追いついて行けない。

〈K・S〉

都税だより

—都税についてのお知らせ—

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください!

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。あわせて、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税について、eLTAXを利用した電子納税も行っています。



東京都で現在利用できる手続は下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税(23区内)	固定資産税(償却資産)(23区内)
電子申告	○予定申告 ○中間申告 ○確定申告 ○均等割申告 ○清算確定申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家賃貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出 ○申告書の提出期限の延長の承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 ○都民税(均等割)免除申請(NEW)(平成23年4月開始)	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	—
電子納税	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付 ○見込納付	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	—

〈利用手続についてのお問い合わせ〉

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459 (IP電話・PHSをご利用の場合: 03-5765-7234)

月～金 午前8時30分～午後9時(土・日・祝祭日、年末年始12/29～1/3は除く)

〈申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ〉

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当係

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理係

法人かまた

No.428
平成23年4月1日発行

発行人/渡邊 正禮

発行/社団法人蒲田法人会

〒144-0052 大田区蒲田5丁目40番1号
電話 3734-7300 FAX 3734-7399

稼働法人数 9,239社

加入法人数 3,981社

加入率 43.1%

[平成23年2月末現在]

法人会会員のみなさまに

keep moving
forward

数多の人を繋いだ道
（これからも前進を）

これからも企業の繁栄をサポートしつづける 経営者大型総合保障制度です。

< 制度取扱会社 >

DJIDO 大同生命



AIU 保険会社
エイアイユー・インシュアランス カンパニー <http://www.aiu.co.jp/>

東京支社 品川第一営業所/東京都品川区大崎1-6-1
(TOC大崎ビル1号棟10F) TEL 03-3490-3161

首都圏第一営業本部/東京都港区新橋5-11-3
(新橋住友ビル6F) TEL 03-5473-3601

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書(契約概要)・注意喚起情報・ご契約のしおり 約款を
必ずごらんください。

“北京卵めん”

業務用中華麺・手作り風中華万頭・
餃子・春捲・シュウマイ・ワンタン
の皮及び春捲 製造販売,卸.

株式会社 **菅野製麺所**
代表取締役 菅野善男

本 社 東京都大田区西蒲田6丁目29-2

〒144-0051 T E L 03-3735-1561(代)

F A X 03-3730-0599

埼玉支社 埼玉県吉川市八子新田972

瑞穂工場 東京都西多摩郡瑞穂町長岡3-1-34

法人会

消費税期限内納付

推進運動

お 願 い

会社名、代表者・住所・電話番号等の変
更がございましたら蒲田法人会事務局ま
でご連絡をお願い致します。

電話 3734-7300

郵便局の簡易保険ご利用の経営者の皆様へ

お手持ちの簡易保険の証券をご確認ください

郵便局の簡易保険を法人会の団体扱いにすれば保険料が割引になります。

保険料のお支払いは口座引き落としのため手間がかかりません。

法人会員ならではの団体割引のメリットをご案内いたします。

ぜひ、皆様のご利用をお待ちしております。

対象となる契約

1. 蒲田法人会会員であること
2. 保険契約者名が代表取締役または取締役であること
※監査役は含まれません、履歴事項全部証明書の提出が必要です
3. 保険契約が平成19年9月30日以前になされたもの

ご利用頂ければ
保険料が、4.3~5%
割引になります。

よろしくね!



お申込み、お問い合わせは (社)蒲田法人会事務局までご連絡ください。

TEL. 3734-7300
【担当】 久留宮・田久保

会社と社員の 明日の安心 一歩先へ



退職金制度の確立で

従業員の確保・定着化と勤労意欲の向上に寄与します。

制度の 特色

- 東京都所在の事業所であれば、その従業員を加入させることができます。
- 毎月の掛金支払で、将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
- 毎月の掛金は、全額が損金または必要経費に算入できます。
- 掛金は、従業員1人につき1口1,000円で最高30口まで任意に設定できます。

加入者の声

① (杉並区 A様)

私の会社が制度に加入して12年になります。社員も7名おります。不景気の影響で経営は厳しいですが、毎月少しずつ積み立てることができる退職金制度のお陰で、従業員にも安心して仕事をしてもらっています。大切な従業員のためにも、これからも継続していきたいと思っています。

② (大田区 B様)

社長に言われて特退共を導入して23年になります。総務担当者として、日々資金繰りや人事管理に苦労していますが、従業員の労働環境を守っていくことの大切さを痛感しています。でも、特退共に加入していることで、その一端は実現できていると思います。

③ (多摩市 C様)

私どもの会社では、今年、定年退職を迎える社員が3人おります。一度に多額の退職金を支払うのは難しい面がありますが、特退共に加入していたお陰で、資金繰りの心配もなく退職金を支払うことができます。長く支えてくれた社員への感謝の気持ちがこの退職金です。

《資料請求・お問合せは》

TTK 財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館
TEL.03-3357-1641 FAX.03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>